

# スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー・スーパーバイザーに関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和2年川崎市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）

第13条の規定に基づき、規則その他別に定めるもののほか、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー・スーパーバイザー（以下「スクールカウンセラー等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (職名)

第2条 スクールカウンセラー等の職名については、次のとおりとする。

- (1) スクールカウンセラー（甲）
- (2) スクールカウンセラー（乙）
- (3) スクールカウンセラー・スーパーバイザー

## (任用)

第3条 スクールカウンセラー等は、次により選考の上、教育委員会が任命する。

- (1) スクールカウンセラーは、次に掲げる資格等を有する者の中から、選考する。

ア スクールカウンセラー（甲）

(ア) 公認心理師

(イ) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

(ウ) 精神科医

(エ) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

イ スクールカウンセラー（乙）

(ア) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上経験を有する者

(イ) 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務について、5年以上経験を有する者

(ウ) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務について、1年以上経験を有する者

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(2) スクールカウンセラー・スーパーバイザーは、スクールカウンセラー（甲）のうち、高い人間性と豊富な知識と経験を有する者の中から、選考する。

（任用期間）

第4条 スクールカウンセラー等の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

2 スクールカウンセラー等の任用期間がその採用の日の属する会計年度の末日前に満了する場合において、業務の執行上必要と認めるときは、前項に規定する期間の範囲内において、その任用期間を更新

することができる。この場合における更新の実施については、任用期間満了時の業務の量、進捗状況、当該スクールカウンセラー等の勤務実績及び能力等により判断するものとする。

(勤務条件の明示)

第5条 スクールカウンセラー等の任用に際しては、その者に対して任用期間、給与、勤務時間その他の勤務条件を明示しなければならない。

(業務内容、定数、勤務場所、勤務時間、週休日、休日等)

第6条 スクールカウンセラー等の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間、週休日等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、スクールカウンセラー等が勤務する月の勤務日数及び勤務時間については、あらかじめ本人の同意を得た上で、前月までに川崎市総合教育センター所長(以下「所長」という。)が割り振る。

3 第1項に定めるもののほか、所長は、緊急対応が必要となった場合、スクールカウンセラー等を配置する学校の校長の要請に基づき、あらかじめ本人の同意を得た上で、別表に規定する勤務時間を超えて、又は休日に、1日につき8時間以内かつ3日間を限度として、スクールカウンセラー等に対し、勤務を命ずることができる。ただし、緊急対応が必要となった学校の校長の要請に基づき、限度を超えた勤務を要する差し迫った理由があると所長が認め、あらかじめ本人の同意を得ることができる場合については、この限りでない。

4 スクールカウンセラー等の休日については、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第7条の例による。

(週休日の振替等)

第7条 スクールカウンセラー等の週休日の振替等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第8号。以下「会計年度任用職員の勤務時間規則」という。)第5条に定めるところによる。

(休日の代休日)

第8条 スクールカウンセラー等の休日の代休日については、勤務時間条例第7条の2の例による。

(時間外勤務等の制限)

第9条 育児又は介護を行うスクールカウンセラー等の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、勤務時間条例第8条の2の例による。

(休暇)

第10条 スクールカウンセラー等の年次休暇、特別休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間については、会計年度任用職員の勤務時間規則第6条から第13条までに定めるところによる。

(職務専念義務の免除)

第11条 スクールカウンセラー等は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号)第2条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けることができる。

2 前項の規定により職務に専念する義務の免除を受ける場合は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)第8条の規定に基づき、給与を減額して支給する。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは減額しないものとする。

(1) 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第8号)第2条第1項第6号から第12

号までに掲げる場合

(2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、  
育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談を行う場合

(3) 人事評価に関する苦情相談を行う場合

(4) その他教育長が特に認める場合

(育児休業及び部分休業)

第12条 スクールカウンセラー等の育児休業及び部分休業については、地方公務員法の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の定めるところによる。

(基本報酬の額)

第13条 スクールカウンセラー(甲)及びスクールカウンセラー・スーパーバイザーの基本報酬の月額は、任用期間に係る総勤務時間数に4,742円を乗じて得た額を勤務月数で除して小数点以下を切り上げて得た額とし、任用期間を通じて毎月支給する。

2 スクールカウンセラー(乙)の基本報酬の月額は、任用期間に係る総勤務時間数に2,845円を乗じて得た額を勤務月数で除して小数点以下を切り上げて得た額とし、任用期間を通じて毎月支給する。

(社会保険の適用)

第14条 スクールカウンセラー等に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第15条 スクールカウンセラー等の公務上の災害又は通勤による災

害に対する補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（失職及び免職）

第16条 スクールカウンセラー等が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第4項の適用を受けるときは、その職を失う。

2 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、免職することができる。

（1）法28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当し、分限処分として免職するとき。

（2）法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当し、懲戒処分として免職するとき。

（委任）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、スクールカウンセラー等に関し必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（スクールカウンセラー等設置要綱の廃止）

2 スクールカウンセラー等設置要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に改正前のスクールカウンセラー及びスーパーバイザーに関する要綱第 3 条第 2 項の規定により現に任用したスーパーバイザーの職にある者の令和 4 年度の勤務時間は、改正後の別表 1 スクールカウンセラー・スーパーバイザーの項 1 年間の勤務時間の欄の規定にかかわらず、年間 5 2 7 時間 2 0 分とする。
- 3 この要綱の施行日以降に任用する改正後の第 3 条第 2 号に規定するスクールカウンセラー・スーパーバイザーの職にある者のうち、改正後の別表 1 スクールカウンセラー・スーパーバイザーの項 1 年間の勤務時間の欄ただし書の規定に該当する者以外の者の令和 4 年度の勤務時間は、同欄本文の規定にかかわらず、年間 4 8 0 時間 4 0 分以内とする。
- 4 この要綱の施行日以降に任用する改正後の第 3 条第 2 号に規定するスクールカウンセラー・スーパーバイザーの職にある者のうち、改正後の別表 1 スクールカウンセラー・スーパーバイザーの項 1 年間の勤務時間の欄ただし書に規定に該当する者の令和 4 年度の勤務時間は、同欄ただし書の規定にかかわらず、年間 6 0 6 時間 4 0 分以内

とする。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	勤務場所	1年間の勤務時間	1週間の勤務時間	勤務時間(休憩時間)	勤務日	週休日
スクールカウンセラー(甲)	(1)児童生徒へのカウンセリングに関すること。 (2)児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供に関すること。 (3)カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助に関すること。 (4)緊急の問題が生じた市立学校におけるカウンセリングに関すること。 (5)その他児童生徒へのカウンセリング等に関し、 適当と認められる業務に関すること。	50	市立 中学 校又 は市 立高 等学 校	年間294時間とする。ただし、28学級以上の市立中学校及び定時制課程を置く市立高等学校については、年間420時間とする。	週6時間程度とする。ただし、28学級以上の市立中学校及び定時制課程を置く市立高等学校については、週8時間程度とする。	1日あたり7時間45分以内とする(勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間の休憩を置く。)	週1日程度とする。	土曜日及び日曜日
スクールカウンセラー(乙)	(1)児童生徒へのカウンセラーに関すること。 (2)児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供に関すること。 (3)カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助に関すること。 (4)緊急の問題が生じた市立学校におけるカウンセリングに関すること。 (5)その他児童生徒へのカウンセリング等に関し、 適当と認められる業務に関すること。	0	市立 中学 校又 は市 立高 等学 校	年間294時間とする。ただし、28学級以上の市立中学校及び定時制課程を置く市立高等学校については、年間420時間とする。	週6時間程度とする。ただし、28学級以上の市立中学校及び定時制課程を置く市立高等学校については、週8時間程度とする。	1日あたり7時間45分以内とする(勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間の休憩を置く。)	週1日程度とする。	土曜日及び日曜日
スクールカウンセラー・スーパーバイザ	(1)児童生徒へのカウンセラーに関すること。 (2)児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供に関すること。	7	市立 中学 校又 は市 立高 等学	年間574時間とする。ただし、28学級以上の市立中学校及び定時制課程を置	週11時間程度とする。ただし、28学級以上の市立中学校及び定時制課程を置	1日あたり7時間45分以内とする(勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間	週2日程度とする。	土曜日及び日曜日

一	<p>(3) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助に関すること。</p> <p>(4) 緊急の問題が生じた市立学校におけるカウンセリングに関すること。</p> <p>(5) その他児童生徒へのカウンセリング等に関し、適当と認められる業務に関すること。</p> <p>(6) 他のスクールカウンセラーの指導・助言に関すること。</p> <p>(7) 緊急の問題が生じた市立学校におけるカウンセリング等の調整に関すること。</p> <p>(8) その他スクールカウンセラー配置体制の充実に資する業務に関すること。</p>		校	<p>く市立高等学校については、年間700時間とする。</p>	<p>く市立高等学校については、週13時間程度とする。</p>	<p>の途中において1時間の休憩を置く。)</p>		
---	---	--	---	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------	--	--